

資料 1

事 務 連 絡
平成 1 8 年 8 月 1 4 日

市場公募地方債発行団体 御中
(9 月債発行団体を除く)

総務省自治財政局地方債課

個別条件交渉方式への移行について

市場公募地方債の発行方式については、それぞれの団体が地方債を巡る情勢を総合的に勘案して、自主的に判断すべきものでありますが、総務省としては、それぞれの地方公共団体が自ら交渉して、自主的に条件を決めていただくことが基本的な姿であることはこれまでも申し上げてきた通りです。

また、公正取引委員会より、本来、市場公募地方債の発行条件は、個々の発行体の信用力や発行額等を反映して、市場において決定されるべきであり、従来、地方債許可制度の下で、一部の地方債の発行において統一条件交渉方式が採られてきたが、本年度から新たな協議制度が施行されたことを契機に、市場公募地方債の本来の姿を実現すべく、早急に、市場公募地方債の発行条件の統一条件交渉方式の廃止に向けた具体的な検討が行われることが競争政策上望ましい旨の見解が示されたところです。

このため、9月債の発行団体に対して別紙の通り連絡したところです。各市場公募地方債発行団体におかれましても、個別条件による発行について同様に取組まれるようお願いいたします。

連絡先：伊藤補佐、鷺頭
TEL：03-5253-5629
e-mail：m.washizu@soumu.go.jp

(別紙)

事 務 連 絡
平成18年8月14日

9月債市場公募地方債発行団体 御中

総務省自治財政局地方債課

市場公募地方債（9月債）の発行に係る条件交渉・決定について

市場公募地方債の発行方式については、それぞれの団体が地方債を巡る情勢を総合的に勘案して、自主的に判断すべきものでありますが、総務省としては、それぞれの地方公共団体が自ら交渉して、自主的に条件を決めていただくことが基本的な姿であると考えていることはこれまでも申し上げてきた通りです。

また、公正取引委員会より、本来、市場公募地方債の発行条件は、個々の発行体の信用力や発行額等を反映して、市場において決定されるべきであり、従来、地方債許可制度の下で、一部の地方債の発行において統一条件交渉方式が採られてきたが、本年度から新たな協議制度が施行されたことを契機に、市場公募地方債の本来の姿を実現すべく、早急に、市場公募地方債の発行条件の統一条件交渉方式の廃止に向けた具体的な検討が行われることが競争政策上望ましい旨の見解が示されたところです。

このため、9月債市場公募地方債発行団体におかれましては、9月債の発行以降、個別交渉方式に移行し、発行額、条件交渉・決定日、払込日、発行条件等について、各発行団体がシ団と協議の上、自主的に決定していただくようご検討をお願いいたします。

連絡先：伊藤補佐、鷲頭 TEL：03-5253-5629 e-mail：m.washizu@soumu.go.jp
